

泉南市立学校施設使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、泉南市立学校施設使用条例（令和7年泉南市条例第22号。以下「条例」という。）及び泉南市立学校施設使用条例施行規則（令和7年泉南市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の登録）

第2条 規則第3条第1項の登録は、学校施設使用者登録申請書（様式第1号）により、必要書類を添え、教育委員会に提出するものとする。

2 泉南市に属する各課の直接使用分は、団体登録を省略することができる。

3 区、自治会、青年団等が実施する地域に還元するための行事にあっては、必要書類の内、団体名簿の提出を省略することができる。

（登録の承認）

第3条 規則第3条第2項の承認は、学校施設使用者登録承認書（様式第2号）により通知する。

2 様式第2号を交付された者は教育委員会の求めに応じ、提示できるよう携帯することとする。

（使用の各手続）

第4条 規則第4条及び第5条による手続は、学校施設使用（変更）許可申請書（様式第3号）によるものとする。

（使用料の減免）

第5条 規則第6条第2項による手続は、学校施設使用料減免申請書（様式第4号）によるものとする。ただし、前条の手続と同時に行う場合、承認された様式第2号を提示することで様式第4号の提出を省略することができる。

（使用料の還付）

第6条 規則第7条による手続は、使用取消届及び使用料還付請求書（様式第5号）によるものとする。

（使用の制限）

第7条 条例第3条第6号のその他教育委員会が適当でないと認めるときとは、下記に定めることとする。

（1）政治活動を目的とするとき（公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によるものは除く。）。

（2）宗教活動を目的とするとき。

（3）公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

（4）その他、管理上支障があると認めたとき。

（代表者等の変更）

第8条 許可を受けた登録内容に変更があった場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。ただし、団体名簿については半数以上の者が入れ替わる場合のみ、再提出するものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前になされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱規定によりなされたものとみなす。

3 令和8年3月31までに、従前の様式により提出されたものは、改正後の様式により取り扱ったものとみなす。